

# 被災市町村の行政機能の確保に向けた検討報告書



平成25年5月

被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議

(北海道・北海道市長会・北海道町村会)

# 目 次

## 第 1 「被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議」設置趣旨

## 第 2 道内市町村の現状と課題

1. 道内市町村の現状
2. 行政機能を確保するにあたっての課題
  - ①行政機能の確保に向けた検討のためのアンケートの実施
  - ②東日本大震災で被災した地方公共団体への実地調査
  - ③行政機能を確保するにあたっての課題整理

## 第 3 検討経過及び行政機能の確保に向けた方向性

1. 検討会議における検討経過
2. 「平時」からの備えについて
3. 多種多様な連携手法による防災ネットワークの構築
4. 終わりに

## 【巻末 資料編添付】

## **第1 「被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議」設置趣旨**

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国の経済社会全体を揺るがすような未曾有の危機であり、北海道とは歴史的にも繋がりが深く、地理的にも近隣地域である東北地方では、多数の尊い命が犠牲となり、今もなお多くの方々の安否が確認されていない状況にあります。

さらに、東京電力福島第1原子力発電所においても重大な事故が発生し、多くの方々が生活を営んでいた郷里の市町村に今もなお住むことができない深刻な状況が続いています。

こうした深刻な事態を受け、北海道では被災された地域の復旧・復興と道民生活の安全・安心確保に全力で取り組むとともに、被災地への食料や水等の生活物資、救援のための資材・機材の提供及び専門職員の派遣などできる限りの支援を行っています。

一方、この大震災では、これまで具体的に想定されていなかった庁舎の損壊といった事態が多く各市町村で発生し、地域を支える地方公共団体の行政機能に深刻な打撃を受けました。

このことから、大規模な災害等により、庁舎等が使用できなくなる場合を想定し、当面の災害応急対応業務や継続の優先度の高い業務の遂行を確保するため、各市町村の行政機能を早期に回復することが大変重要な課題となりました。特に、被災した市町村だけで早期に復旧することは困難であることから、広域的な応援体制の確立が喫緊の課題となっています。

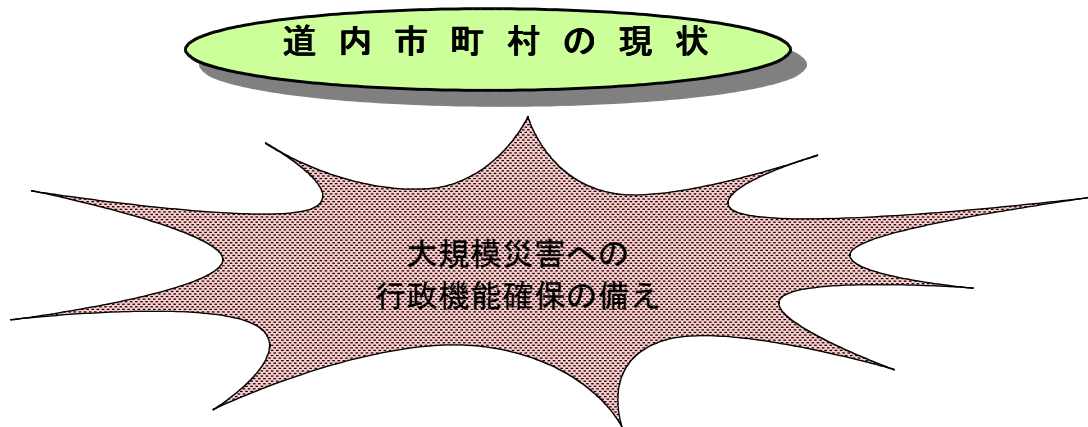
このため、災害時における行政機能の確保にあたっての課題等を整理することを目的に、北海道及び北海道市長会、町村会等と具体的な方策を検討するための協議の場として、昨年3月に「被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議」を設置しました。

今後、災害時の対応にあたって課題となる職員の派遣や事務処理の委託、庁舎や情報システムの復旧等に関して、カウンターパート方式による広域的な地域連携の仕組みの構築など早期に広域応援体制の確立を図り、被災市町村の行政機能を確保する必要があると考えています。

## 第2 道内市町村の現状と課題

### 1. 道内市町村の現状

北海道と市町村相互との災害時における応援については、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を締結しておりますが、東日本大震災のような大規模災害が発生した場合には、市町村の職員が被災し、庁舎等が使用できなくなるなど、行政機能が喪失し、被災した市町村だけで早期に復旧することは困難であることから、このような大規模災害に備え、迅速に行政機能を復旧させるための具体的な手立てや、中長期的な広域応援体制を予め取り決めておくことが重要です。



#### 【市町村の現状認識】

- 道内市町村においては東日本大震災のような大規模災害が発生した場合、約9割の団体で行政機能が維持できなくなることを想定していました。
- 一方で、行政機能を維持するための計画の策定状況は、全団体の1割にも満たない状況です。

(アンケート調査結果より)

- 
- 防災体制の認識や人的支援への不安
  - 物資支援・公共インフラの整備への不安
  - 情報システム管理への不安
  - 今後の防災体制への不安

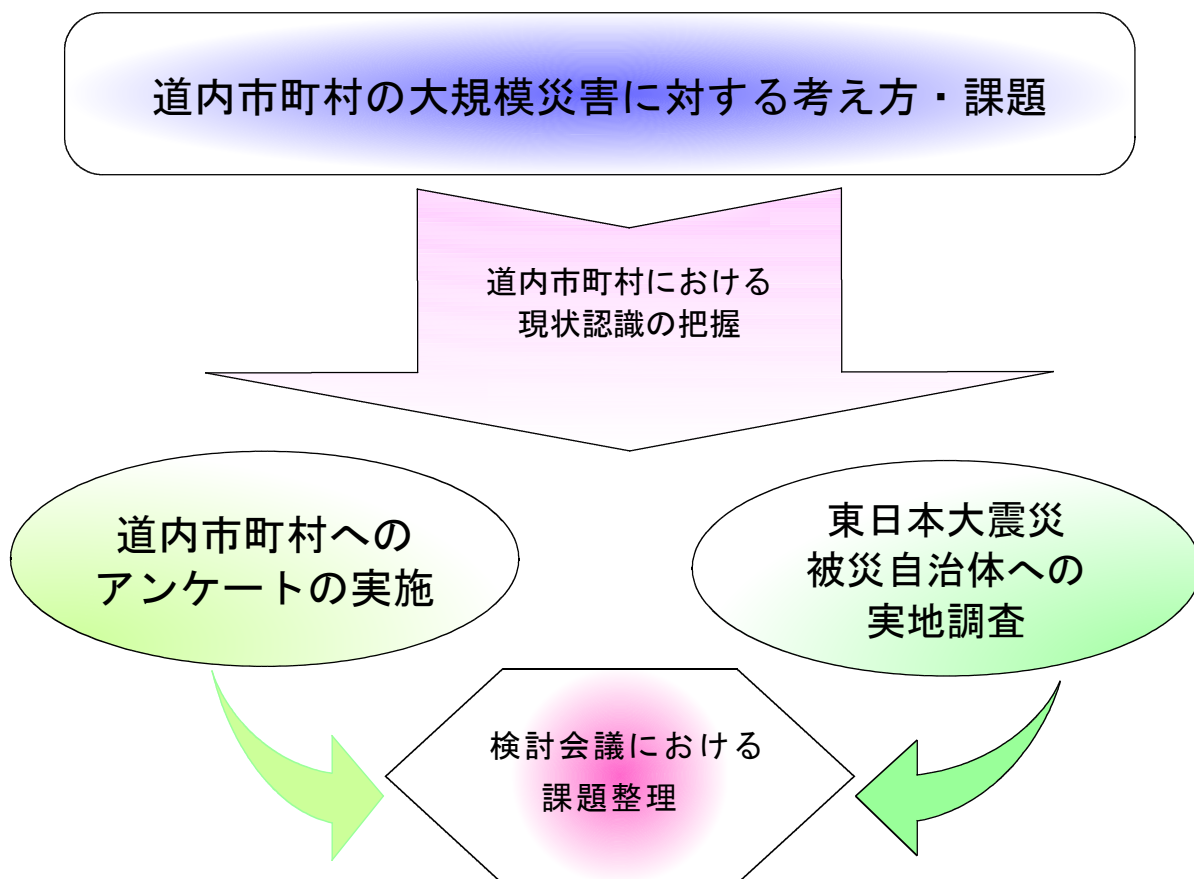
## 2. 行政機能を確保するにあたっての課題

東日本大震災では、被災者の救助や支援、さらには復旧、復興に携わるべき市町村職員の方々が被災しており、拠点となる役場庁舎も損壊するという事態に見舞われ、行政機能が大きく損なわれました。

道内においても、大規模な津波、地震に見舞われた場合、このような行政機能が損なわれる事態が想定され、広域的な支援などが必要となります。

このような災害に見舞われ、市町村としての行政機能を喪失した場合、直接住民の生活に関わる行政機能を早急に確保することが重要であり、その場合、現状の災害支援の仕組みのあり方も含め、東日本大震災から学んだ支援の仕組みづくりについて検討が必要と考えます。

検討会議では、このよう大規模災害に見舞われ行政機能を喪失した場合の市町村の考え方や課題を整理するため、道内市町村へのアンケートを実施するとともに、東日本大震災で被災した自治体への実地調査を行いました。



## ①行政機能の確保に向けた検討のためのアンケートの実施

道内市町村において、災害時に行政機能を確保するため、どのような取組が行われ、また、何が必要であるかを把握するため、道内全市町村へアンケート調査を実施し、検討会議での課題整理の基礎資料としました。

### (1) 現状

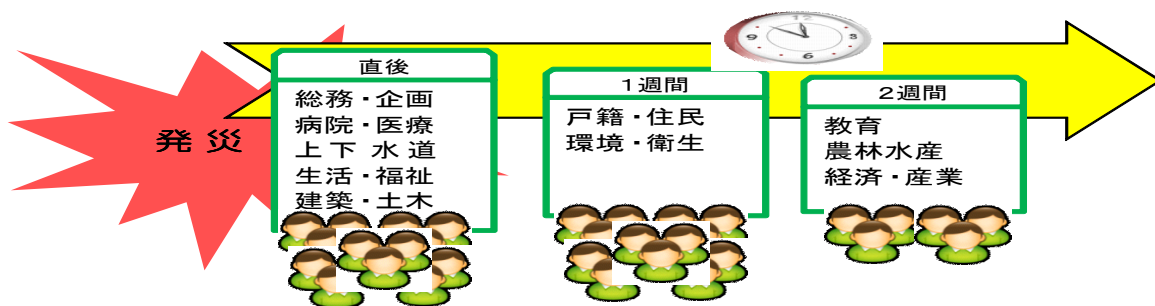
東日本大震災のような大規模災害が発生した場合、約9割の団体に行政機能が維持できなくなることを想定しています。一方、行政機能を維持するための計画の策定状況は、全団体の1割にも満たない状況にあります。



### (2) 防災体制の認識及び人的支援

災害対応計画等が整っていない状況下で、被災後における行政機能を確保又は早期回復を必要とする行政分野を判断することは難しいが、被災直後から必要となる機能は、被災住民へのライフラインを確保する関連業務を優先に考える団体が多くなっています。

また、人的支援(職員派遣)については、被災後、初動体制が整うまでの、短期間の派遣では多くの職員を、時間の経過とともに建築・土木などの専門的な職員を求める回答が多くありました。



### (3) 物資支援・公共インフラ関連

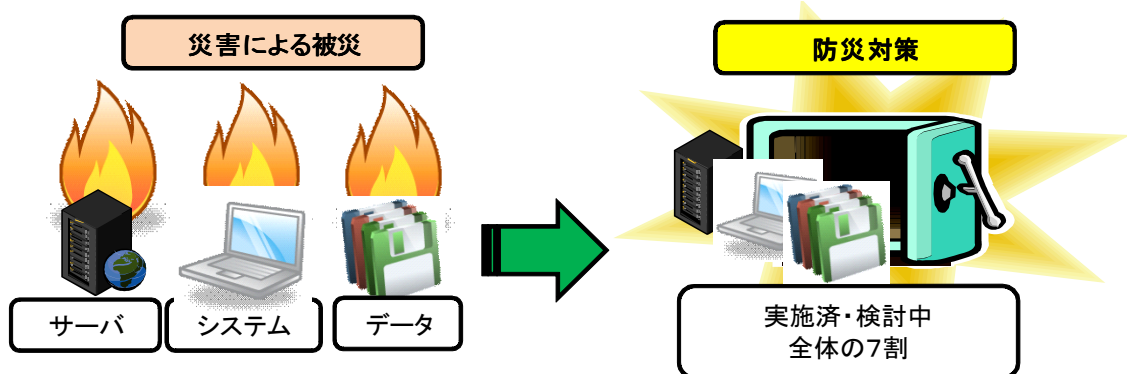
市町村においては、発災直後から被災住民への対応（避難の呼びかけ、避難所の運営など）を行う中、行政機能を確保又は回復する体制づくりが必要となりますが、道内市町村においては、体制づくりが十分整っていない状況にあります。



### (4) 情報システム管理

東日本大震災において津波により庁舎が被災した市町村では、住民サービスに必要な基礎資料や業務資料が流失し、さらに行政情報機器やデータなども被災したことで、行政機能が著しく低下しました。

このようなことから、早期に行政機能を確保するため、各種行政情報システムの防災対策が必要であり、道内では半数以上の市町村で検討が進められています。



## (5) 今後の防災連携

東日本大震災のような大規模災害が想定されていない現協定を踏まえ、今後の災害対策や行政機能を確保するための応援協定の対策などが必要となっていますが、道内市町村では次のように考えられています。



※ 特定の被災地区に特定の支援自治体を  
割当てて支援させる取組み

## (6) その他の主な意見

- ・ 過去の大規模災害の教訓を生かし、実効性のある応援策の作成が必要であること。
- ・ 現行の応援協定を見直し、広域連携支援やカウンターパート方式による支援を明記すること。 など

アンケート結果の詳細については、資料編の29ページに掲載



## ②東日本大震災で被災した地方公共団体への実地調査

東日本大震災で被災した地方公共団体である岩手県、宮城県の両県庁をはじめ、女川町、陸前高田市、遠野市の3市町に出向き、災害時の対応にあたって課題となる職員の派遣や事務処理の委託、庁舎や情報システムの復旧など、行政機能再開までの初動体制の確立について経験知に基づく説明を聞き取り、今後、カウンターパート方式などによる広域連携の応援体制の仕組みや応援協定の見直しなど、本会議で検討する課題となるべき事項の調査を実施しました。

実地調査結果の詳細については、資料編の47ページに掲載

### (1) 実地調査の主なポイント

- ①市町村の行政機能  
職員の喪失や被災住民対応優先での機能回復に遅れ、職員の確保に苦慮した。
- ②災对本部の体制  
(県) 県本部の人手不足、市町村への支援体制が整わなかった。  
(市町村) 庁舎の被災で、他の施設で本部を設置したが事務用品等の調達に苦慮した。
- ③他県からの応援  
(県) 職員受入体制及びコーディネート機能が不足していた。
- ④人的・物的被害の集約  
公表した情報の定義が不統一で死者数等に差が生じるなど情報が輻輳した。
- ⑤インフラの被害状況  
停電、通信途絶、燃料不足の状況把握が困難であった。
- ⑥広報活動  
住民に対する周知手段の喪失。壁新聞での対応が続いた。
- ⑦人命救助  
各機関への指揮命令系統が不明確、被災情報が不足していた。
- ⑧避難所運営  
情報伝達、物資支援、環境衛生対策が十分でなかった。
- ⑨物資の備蓄・支援  
物資・食料の不足、在宅避難者への物資供給、集積・輸送が混乱した。
- ⑩孤立地域の発生  
孤立地域の把握、物資輸送が困難で時間を要した。
- ⑪医療活動  
通信手段の途絶、停電・交通遮断による医療物資が途絶した。
- ⑫通信・情報  
被災市町村との通信が途絶したときの対策がなかった。
- ⑬電源確保  
発電機の確保、発電機燃料の不足が生じた。

⑭燃料確保

燃料輸送の途絶、災害対応車両の活動が制限された。

⑮消火活動

消防車両の被災、火災・救助・救急が多発した。

⑯遺体処置

安置所の確保、捜索機関との連携が図られなかった。

⑰ボランティア

受入・手配の体制が早期に確立できなかった。

⑱後方支援体制

後方支援市町村と県との間の連携が不足、支援体制の遅れが生じた。

⑲がれきの撤去・処理

処理方法、がれき置場の確保に苦慮した。

⑳仮設住宅

用地選定及び確保に時間を要した。

## (2) 行政機能の回復に効果的な取組

○災害時応援協定

～ 県内市町村相互で職員派遣の調整を行うことができた。

○姉妹都市・友好都市

～ 中・長期的に職員派遣の体制づくりができた。

○カウンターパート方式

～ 初動体制づくりをはじめ、支援体制が明確であり効果的に機能した。

### ③行政機能を確保するにあたっての課題整理

東日本大震災では、被災者の救助や支援、さらには復旧、復興に携わる市町村職員の方々自身が被災し、拠点となる役場庁舎も損壊するという事態に見舞われ、行政機能が大きく損なわれました。

道内においても、大規模な津波、地震に見舞われた場合、このような行政機能が損なわれる事態が想定され、広域的な支援等が必要となります。

東日本大震災のように市町村の行政機能が喪失した場合には、直接住民の生活に関わる行政機能を早急に確保することが重要であり、現状の災害支援の仕組みのあり方も含め、東日本大震災から学んだ支援の仕組づくりについて検討が必要と考えます。

#### 行政機能の確保にあたっての課題

- 庁舎機能の代替施設等の確保
- 市町村におけるBCP策定
- 市町村におけるIT-BCP策定
- 東日本大震災等を踏まえた広域応援体制見直し
- 被災市町村に対する国の出先機関及び民間による応援体制
- 公共インフラの整備

※BCP=業務継続計画 (Business Continuity Planning)

### **（１）庁舎機能の代替施設等の確保**

市町村の庁舎そのものが被災した場合、災害時の拠点となる災害対策本部は、他の施設に設置することになりますが、その際には当該代替施設に事務機器や事務用品のほか衛星携帯電話などの情報通信機器を備えておく必要があります。

### **（２）市町村における業務継続計画（ＢＣＰ）策定**

市町村が大規模災害の発生により被災した場合においても、限られた人的・物的資源を必要な業務に振り向け、行政機能を確保する必要があることから、ＢＣＰ策定が不可欠となっています。

北海道地域防災計画において、市町村がＢＣＰの策定に努めることについて新たに明記したところであり、今後、国の取組や動向を踏まえながら、市町村におけるＢＣＰ策定を進めていく必要があります。

### **（３）市町村におけるＩＴ部門の業務継続計画（ＩＴ-ＢＣＰ）策定**

市町村では、住民情報などは情報システムにより運用されていることから、災害時にこれらの情報システムを中断させないこと、万が一中断してもできるだけ早急に復旧させるためＩＴ-ＢＣＰを策定することは極めて重要となっています。

国においては、全国の市町村の策定状況が6.5%（平成23年3月現在）にとどまっていることから、災害時の初動対応に焦点を当て取り組む事項を絞り込むなど、国が策定したガイドラインの見直しを平成24年度中に行うこととしています。

道内においても、国の見直し状況を踏まえながら、住民情報などの重要なデータのバックアップや情報システムの冗長化を図るなど、市町村におけるＩＴ-ＢＣＰの策定を進めていく必要があります。

#### **(4) 東日本大震災等を踏まえた広域応援体制の見直し**

市町村が大規模災害で被災した場合に、被災市町村が単独で応急対策活動を実施したり、復旧・復興への取組を行うことは困難であることから、初動における迅速的確な広域応援体制、さらに中長期的な期間も視野に入れた広域応援体制の確立が不可欠となっています。

こうしたことから、東日本大震災の教訓や災害対策基本法の改正を踏まえながら、道内地方公共団体における、より実効性の高い広域応援体制について検討することが必要となっています。

#### **(5) 被災市町村に対する国の出先機関及び民間による応援体制**

被災した市町村に対しては、都道府県や市町村の広域応援のみならず、国の地方支分部局（及びその出先機関を含む）及び民間企業・団体による応援体制の確立に向けた検討を行うことが必要と考えられます。

#### **(6) 公共インフラの整備**

市町村においては、災害時に行政機能が喪失する事態に備え、道路、上下水道等のライフライン施設の耐震化や資機材の備蓄をはじめとした防災機能の高度化を図ること、災害対策本部や支援・避難拠点となる公共施設の耐震化や冬期間における電力の確保など、防災対策のさらなる強化を推進することが重要な課題となっています。

## **第3 検討経過及び行政機能の確保に向けた方向性**

### **1. 検討会議における検討経過**

検討会議においては、構成するそれぞれ専門的な視点からの意見や国の災害対策基本法などの改正の動きなど、情報の共有化などを図るとともに、道内市町村へのアンケートや東日本大震災で被災した地方公共団体の実地調査を実施し、災害時における市町村の行政機能確保に向けて次のように、「平時」から災害に備える取組やカウンターパート方式などによる広域連携の応援体制の仕組み、応援協定の見直しなどについて推進していくことが必要であると考えます。

### **2. 「平時」からの備えについて**

災害の発災直後は、被災地から正確な情報を十分に得て必要な対策を講じることが求められますが、限られた情報の下で的確に状況を把握・想定し、適時に判断することは容易なことではありません。

被災状況等に関する情報を迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有するかが、災害発生時の対応の要であり、それを可能とする平時からの備えが必要です。

また、災害応援協力の協定自治体とは、双方の業務規定や情報システム等の共通化を図ることが非常に有効です。

#### **（1）庁舎機能の代替施設等の備え**

東日本大震災で庁舎施設や首長及び職員が被災したことにより、行政機能が著しく低下した地方公共団体があったこと等を踏まえ、地方公共団体の業務継続の確保のため、代替施設の事前の確保、首長や主要職員の代理の確保、重要情報のバックアップなどを推進すべきです。

なお、発災直後の災害対応業務については、特定の所管部課へ集中する実態を踏まえ、人員配置や支援要請も考慮する必要があります。

#### **〈平時からの備え〉**

##### **① 庁舎機能**

災害対策本部など全ての行政機能の中心となる庁舎が被災することによって、その機能の全て或いは一部が使用できなることを想定し、代替施設や設備などを確保しておくこと

## ②事務備品

平時から通常時に使用する事務機器や消耗品等を被災の恐れのない施設に備えておくこと

## ③情報通信機器

- ・ 庁舎が被災した場合に備え、データのバックアップを保管しておくことやサーバなどの情報機器を庁外のデータセンターなどへ移設しておくこと
- ・ 衛星携帯電話などの通信機器を備えておくこと

## ④その他

- ・ 基本的な対応をチェックリスト化するなどして体制整備を進めること
- ・ 災害時の業務などに円滑に対応するための職員への教育や研修を実施すること
- ・ 民間企業や各種団体との災害時支援協定の締結や合同訓練を実施すること
- ・ カウンターパートの相手と諸様式の統一などを図ることも効果的であること

## (2) 市町村におけるBCP策定の必要性

市町村が大規模災害に被災した際に、限られた人的・物的資源を災害時に必要な業務に振り向け、行政機能を確保する必要があることから、BCP(業務継続計画)策定が不可欠となっております。

今後、北海道地域防災計画に明記された市町村のBCP策定の努力規定や国において地方公共団体におけるBCP策定を推進するための課題及び対応策の抽出の調査実施について予算措置されており、市町村においてBCP策定を進めていく必要があります。

## (3) 市町村におけるIT-BCPの取組

道内の市町村においては、情報システムの構築や運用経費の負担軽減などを主な目的として、同じシステムをネットワークを介して複数市町村が共同利用に取り組んでおり、システムをデータセンターに置くことにより、データの確保やシステム稼働の継続性が高められるため、IT-BCPの観点から共同利用を進めていく必要があります。

また、システムを共同利用する市町村間では、業務を代替できる可能性があることから、市町村間との災害時の応援体制のひとつとして、システムを利用した業務代行の規定の整備やシステム稼働の手順、さらに訓練などを含めて検討することも必要と思われます。

#### (4) 東日本大震災等を踏まえた広域応援体制の見直し

市町村が大規模災害に被災した場合に、被災市町村が単独で応急対策活動を実施したり、復旧・復興への取組を行うことは困難であることから、初動における迅速的確な広域応援体制、さらに中長期的な期間も視野に入れた広域応援体制の確立が不可欠となっております。

こうしたことから、東日本大震災の教訓や災害対策基本法の改正を踏まえながら、道内地方公共団体における、より実効性の高い広域応援体制について検討することが必要です。

##### ◆東日本大震災の教訓

- ①カウンターパート方式の導入
- ②自主応援項目の具体化（物資のプッシュ型支援の明確化など）
- ③災害対策現地情報連絡員派遣（リエゾン）の明確化
- ④各応援業務ごとの連絡窓口の明確化
- ⑤受援計画策定の努力規定 など

##### ◆災害対策基本法改正（H24.6月）のポイント

###### ①大規模広域な災害に対する即応力の強化

地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の拡充・新設と対象業務の拡大、地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化など

###### ②大規模広域な災害時における被災者対応の改善

救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設、市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入（広域避難）に関する調整規定の創設など

###### ③教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域防災力の強化東日本大震災の教訓を踏まえた見直し

#### (5) 後方支援体制の確立

被災地の周辺地域が被災地の後方支援を担える体制を推進するため、岩手県遠野市の事例等を参考にして、防災計画等に被災地域外の後方支援基地の位置付けを行う必要性があります。

また、遠隔地からの応援に当たっては、周辺地域の物資補給基地の確保も検討が必要で

岩手県遠野市の事例については資料編の61ページ参照



## **(6) 被災された地方公共団体への人的支援**

本道では、道や道内市町村から東日本大震災により被災された地方公共団体へ専門職員をはじめとする職員派遣による人的支援を行っております。

支援体制として、姉妹都市による支援や派遣協定などの支援をはじめ、被災された地方公共団体へ現職の職員派遣のルートが確立されているほか、元職員等の情報提供が行われておりますが、今後は現職の職員派遣に係る費用負担について、派遣元の市町村に対し直接支払いするシステムの構築が望まれます。

また、職員派遣を支援する各地方公共団体も災害対応の未経験職員が多いことを踏まえ、被災された地方公共団体への支援活動が、自らが被災した際の災害対応のためにも役立つことに留意すべきです。

**派遣スキーム等については資料編の77ページ参照**

## **(7) 被災市町村に対する国の出先機関及び民間による応援体制の確立**

被災市町村に対しては、都道府県や市町村の広域応援のみならず、他都道県における先進事例を参考にしながら、国の地方支分部局（及びその出先機関を含む）との協定締結など応援体制の確立のあり方・手法について検討するとともに民間企業や団体との応援協定締結の確立に向けた検討を行うことが必要となっております。

### **3. 多種多様な連携手法による防災ネットワークの構築**

#### **(1) 近隣市町村間の連携**

近隣市町村同士の防災応援協等に基づく連携は、現在、最も一般的に行われております。今後、さらにこの取組が促進されていくことと思いますが、現在、すでに締結済みの防災応援協定で、市町村間相互の行政機能確保のための応援条項の記述がない場合は、当該条項を設けるなどの措置が必要と思われれます。

#### **(2) 圏域における連携**

大規模な災害が発生した場合には、近隣市町村間の連携だけでは、被災した市町村の行政機能の確保を図ることは不可能ですので、本道において、圏域単位での連携も必要と思われれます。

本道では、各市町村毎に地域防災計画が策定されており、この計画に基づき、平時及び非常時の各種防災事業が取り組まれております。

まずは、各振興局単位で、市町村の行政機能維持確保のための相互応援などのあり方について検討し、地域防災計画に盛り込む必要があると思われれます。

さらには、隣接する振興局間や道の新・北海道総合計画（ほっかいどう未来創造プラン）に基づく6つの連携地域、さらにこの連携地域を越え圏域間の連携も、大規模な災害が広範囲で発生した場合などの対応のためには、有効と思われれます。

そのため、振興局単位の圏域を越えた圏域における市町村の行政機能維持確保のための、相互応援などのあり方を検討する必要があると思われれます。

なお、平成21年度国が創設した定住自立圏構想に基づき、全国各地で地域が主体となり、広域的連携による事業が取り組まれています。

これは「集約とネットワーク」の考えのもと、「中心市」において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保するなど、地域自ら選んだ圏域全体の活性化を図る制度です。

現在、道内では8圏域で定住自立圏が形成されており、地域医療や福祉、教育、地域交通などの取組が行われておりますが、広域的な備蓄など防災対策に取り組んでいる圏域もありますことから、今後、定住自立圏で市町村の行政機能維持確保のための、相互応援などのあり方を検討する必要があると思われれます。

### **（3）遠隔地・飛び地の地域間の連携**

東日本大震災の発生当時、被災市町村の行政機能の復旧に当たっては、県域を越えた、いわゆる遠隔地域の市町村からの支援が、きわめて有効だったと言われております。

姉妹都市や友好都市の協定を提携していた市町村が、その協定の相手である被災市町村からの要請に基づき、応急対策等のために、物的・人的支援を行ったほか、壊滅的な被害を受けた市町村に対し、被災市町村等からの要請がないにも関わらず、被災市町村に自主的・主体的に駆けつけるなど、様々な取組が見られました。

このような市町村間の水平的な取組が、迅速かつ効果的な支援のひとつとして、高い評価を受けております。

道内においても、道外市町村と姉妹都市や友好都市の協定を提携し、災害時の対応に備えることは必要です。

なお、広域分散型社会を形成する本道では、道内全域で、災害が同時に発生し、市町村の行政機能が広範かつ壊滅的に損なわれる可能性は、他の都府県と比べると低いと思われれます。そのため、道外市町村との連携を進めるだけでなく、道内の遠隔地や飛び地で、姉妹都市や友好都市の協定を締結するなどして、災害時の対応に備えることが必要と思われれます。

道内市町村間で、遠隔地や飛び地での連携が必ずしも活発とは言えない状況ではありますが、このような取組を活性化するためには、平常時から、防災だけに特化しない、お互いの顔が見える交流や連携に取り組み、地道に連携の芽を育てる必要があると思われます。

このような遠隔市町村間等の包括的な連携を促進する取組をさらに進め、平常時から複数の市町村が「グループ」をつくり、交流することにより、人的・組織的な連携関係を構築し、災害時にはひとつの被災市町村を多く市町村で応援するような「1対多」の「スクラム支援」ができるような仕組みも検討していく必要があると思われます。

#### 4. 終わりに

今後、会議ではさらに検討を重ね、道内市町村からのアンケート結果や東日本大震災を経験した県や市町村からの貴重なご意見や経験談などを生かし、被災市町村に対し、役場庁舎等が被災した場合には「代替施設」を、事務処理等を行うためには「人員」や「物資」を、迅速に支援できる体制整備が重要であることから、国の災害対策基本法の改正などの動きや道内市町村からのご意見などを踏まえ、道内地方公共団体における、より実効性の高い広域応援体制について検討し、行政機能が確保されるよう関係機関が連携し取り組む必要があります。

なお、協定の見直しとは別に、道内各地域において、東日本大震災を契機に災害に関する応援協定を締結するなど、新たな地域連携の動きが見られることから、このような動きに対しましても行政機能確保の視点での内容を盛り込んでいただくことやカウンターパート方式など多種多様な市町村間の連携活用により、行政機能確保に係る連携体制の導入などについても取り組んでいく必要があります。

また、道内市町村に道内外における先進事例や取組など行政機能確保に関する情報提供をするとともに、併せて、国などに対し災害時の行政機能確保に向けた支援などについて、必要に応じて要望を行う必要があります。